

福祉だより

⑨



町では、町内に住んでいる、ねたきりのお年寄りとひとりぐらしのお年寄りに対し日常生活用具を貸付または、給付し福祉の増進を図っています。

貸与などを受けられる人

○ねたきりのお年寄り

在宅で、約3ヶ月以上ねたきりで、日常生活のほとんどが人手を要する65歳以上の方

○ひとりぐらしのお年寄り

在宅で、ひとりで生活している65歳以上の方

種類 及び 対象者

種類	対象者
特殊寝台	ねたきりのお年寄り
車いす	ねたきりのお年寄り
老人福祉電話	ひとりぐらしのお年寄り または 世帯員全員が65歳以上の世帯
マットレス	ねたきりのお年寄り
エアーマット	ねたきりのお年寄り
火災報知器	ひとりぐらしのお年寄り

申請の手続き

老人福祉電話・火災報知器については役場住民福祉課福祉係に、特殊寝台・車いす・マットレスエアーマットは、社会福祉協議会にそれぞれ申請書など必要な書類があります。

●問合せ 住民福祉課福祉係

☎ ⑧4 1211 内線154

社会福祉協議会

☎ ⑧4 1358

福祉豆辞典

家庭児童相談室

家庭児童福祉の向上を図るため、
福祉事務所に職員を置き、児童に
係る家庭の人間関係などの相談に
応じています。

海匝支庁内 ☎ ⑥2 2531

国民年金

『生きがい講座』



内 線	内 容	場 所	日 時
⑧4 1211	行政に関する苦情や要望を受け付ける	市民会館	午後1時30分～3時30分
⑧4 1211	行政に関する苦情や要望を受け付ける	市民会館	午後1時30分～3時30分
内 線	行政に関する苦情や要望を受け付ける	市民会館	午後1時30分～3時30分

行政相談所の開設

◎10月31日(水)は、国民年金保険料10月分の納期です。